

## 【個人情報開示等依頼書】

※お客様記入欄

株式会社データベーステクノロジー 宛

請求内容	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 利用目的の通知 <input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除 <input type="checkbox"/> 利用停止 <input type="checkbox"/> 提供拒否 <input type="checkbox"/> その他		
(フリガナ) 氏名			請求日：
			/ /
住所	〒		
	TEL：	FAX：	
個人情報を 登録したきっかけ	<input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> アンケート <input type="checkbox"/> その他：		
請求の内容			
添付書類： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	※訂正の場合は訂正前、訂正後をご記入ください。 ※代理人からのご請求については、委任状もあわせてご提出ください。		
回答連絡希望	<input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール： _____ @ _____		

記入された個人情報は、お問い合わせの回答の目的のみに利用致します。個人情報の利用目的に同意される方のみ本依頼書をご提出ください。

### ．．．【個人情報開示等結果通知書（弊社記入欄）】．．．

様

回答日		回答方法	
ご本人確認方法	<input type="checkbox"/> ご本人 <input type="checkbox"/> 代理人    ※1) ご本人確認書類：		
回答内容	添付書類： <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
回答できない 場合の理由	<input type="checkbox"/> 登録がありません。 <input type="checkbox"/> ご本人のデータが確認できません。 <input type="checkbox"/> 3.4.4.1のただし書き※2（ a b c d ）に相当します。 <input type="checkbox"/> 3.4.2.5のただし書き（ a b c ）に相当します。 <input type="checkbox"/> 3.4.4.5のただし書き（ a b c ）に相当します。		
【苦情及び相談、開示等窓口】		受付	承認
<b>株式会社データベーステクノロジー</b> TEL:075-231-6131/FAX:075-231-6130 〒604-8101 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町 65 京都朝日 ビルディング 代表取締役/個人情報保護管理者：鈴木隆史		/ /	/ /

### ※ 1) ご本人確認書類について

以下のいずれかをご提出ください。

申請者	受付方法	確認手段
ご本人	ご来社	社員証、運転免許証、健康保険証、写真付き住民基本台帳カード、パスポート、住民票（発行日より6カ月以内）、外国人登録証明書のいずれか（以下、確認書類という）の原本
	送付（郵送、FAXなど）	確認書類のコピー
ご本人が委任した代理人様	来社、送付（郵送、FAXなど）	本人が発行する委任状（本人の実印の押印のあるもの） 本人の印鑑証明書 本人の確認書類のコピー（来社の場合は原本） 代理人の確認書類のコピー（来社の場合は原本）
法定代理人様	来社、送付（郵送、FAXなど）	法定代理権を証明する書類 法定代理人の確認書類のコピー（来社の場合は原本）
ご本人又は代理人様	電子メール	登録された電子メールアドレスに返信

また、代理人様からの開示等のご請求の場合、本人による代理を示す旨の委任状も添付してください。

### ※ 2) 回答できない場合の理由について

- JIS Q15001:2006 3.4.4.1 のただし書きに相当 → 開示対象個人情報ではありません。
  - a) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及びおそれのあるもの
  - b) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
  - c) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
  - d) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶおそれのあるもの
- JIS Q15001:2006 3.4.4.4 (3.4.2.5 のただし書きに相当) → 利用目的を通知できません。
  - a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - b) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - c) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - d) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。
- JIS Q15001:2006 3.4.4.5、および 3.4.4.7 のただし書きに相当 → 開示、訂正等、利用停止等ができません。
  - a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - b) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - c) 法令に違反することとなる場合
  - d) 法令の規定によって特別の手続が定められている場合